

健康保険で鍼灸治療を受けられる病名とその手順について

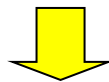
以下の7つの病名のみ、健康保険で鍼灸治療を受けることができます。

健康保険による治療は、医師の「診断書」又は「同意書」が必要です。

1. 神経痛…（例）坐骨神経痛、顔面神経痛
2. リウマチ…（例）急性、慢性で各関節が腫れて痛むもの
3. 腰痛症 …（例）慢性の腰痛、ギックリ腰
4. 五十肩…（例）肩の関節が痛く腕が挙がらないもの
5. 頸腕症候群…（例）頸から肩、腕にかけてしびれ、痛むもの
6. 頸椎捻挫後遺症…（例）頸の外傷、むちうち症
7. 慢性疼痛（痛み）を伴う疾患…（例）腱鞘炎、膝関節痛など

○健康保険で治療を受ける際の手順

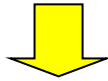
1. 当院で保険証をご提示いただき、医師に提出する「同意書」を受け取ってください。もしくは、当院のホームページ (<http://hari-okyu.net>) から「同意書」のダウンロードしていただき、印刷してください。



2. 「同意書」を、日頃治療を受けている医院、病院等に持参して、必要事項を記入、押印してもらってください。なお、「同意書」の代わりに、病名、症状及び発病年月日が明記され、鍼灸の治療が適当であると判断できる「診断書」でも結構です。

※まだ医師の診察を受けていない方は、先に診察を受けて適応症かどうか確認してください。医師であれば、どの診療科（内科・整形外科等）でも

結構です。（但し、歯科医師を除く）



3. 医師の記入済みの同意書、保険証と印鑑を持参して頂ければ、その後の手続きは、当院で行います。

○注意事項

鍼灸の保険治療につきましては、次の事項にご留意ください。

1. その疾患（例：腰痛症）は、先に医師の診察を受けていること。
2. 「同意書」記載の●●病名で、病院（クリニック）及び接骨院（整骨院）と鍼灸の治療を並行して受けることができません！

保険で鍼灸を受けている期間は、同意を受けた疾患（病名）のみ、病院（クリニック）及び接骨院（整骨院）と鍼灸の治療を並行して受けることができません。他の疾患（病名）の治療は、病院（クリニック）及び接骨院（整骨院）で受けることができます。

例えば、「腰痛症」の同意であれば、「腰痛症」に関しては、病院（クリニック）及び接骨院（整骨院）と鍼灸を並行して治療が受けることができません。

仮に病院（クリニック）及び接骨院（整骨院）と鍼灸の並行治療の事実が判明した場合、保険不支給となるのは、鍼灸の保険治療分です。その場合、鍼灸治療は、保険外診療（全額自己負担）となります。

3. 最初に医師の同意を受けてから、それ以後は、6ヶ月毎に医師の「同意書」が必要です。なお、当院では、同意有効期限の1ヶ月前に、患者様に再同意のための同意書をお渡ししています。

4. ご加入の健康保険の種類によっては、患者様ご本人が手続きをしなければならぬもの（委任払いを認めていない保険者）がありますので当院にご相談ください。